

## 瑞浪市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項

### 1 募集人数

9名（2区域）

区域名	区域の範囲
南部	山田町、明賀台、穂並、小田町、下沖町、和合町、西小田町、北小田町、南小田町、寺河戸町、樽上町、一色町、上野町、宮前町、高月町、須野志町、土岐町、上平町、学園台、益見町、明世町、松ヶ瀬町、薬師町、稻津町、陶町
北部	釜戸町、大湫町、日吉町

※ 複数の区域へ応募することができますが、兼ねて就任することはできません。

※ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募することができますが、他市も含めて両委員を兼ねることはできません。

### 2 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで（3年間）

### 3 身分及び報酬の額

瑞浪市の非常勤の特別職職員として、月額16,000円  
農地利用の最適化に向けた活動の成果実績により、報酬額が加算される場合があります。

### 4 職務内容

担当する区域で、農業委員と連携し、農地等の利用の最適化の推進に向けて、主に以下の活動を行います。

- (1) 担い手への農地の集積・集約化に向けた活動
- (2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた活動
- (3) 新規参入の促進のための活動
- (4) その他、地域の農業振興に向けた活動

これらの推進のために地域での話し合いや農地利用状況の調査（農地パ

トロール)などの活動を行います。具体的には、「農地利用最適化の推進に関する指針」に基づき活動します。

## 5 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有するとともに、地域農業に精通し、農地利用最適化推進委員の業務を適切に行える者。

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 瑞浪市の職員

## 6 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要事項を記入のうえ、郵送又は持参により、瑞浪市農業委員会事務局までご提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

### 提出書類

農業者等（個人）が推薦する場合	様式第1号
農業者等（法人又は団体）が推薦する場合	様式第2号
応募する場合	様式第3号

## 7 推薦・募集期間

令和8年2月10日（火）～令和8年3月9日（月）まで【必着】

※ 持参される場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

## 8 選考方法

瑞浪市農業委員会が、応募書類の記載内容及び農業経営の状況等を総合

的に評価して選考します。なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

選考結果については、令和8年6月末日までに被推薦者・応募者に対し、文書で通知します。

農地利用最適化推進委員の決定は、新体制における農業委員会総会において行います。

## 9 情報の公表

募集期間の中間及び終了後に、瑞浪市ホームページで以下の内容を公表します。

- (1) 推薦をし、又は応募する区域
- (2) 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦者（法人又は団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の人数、構成員の資格又は要件
- (4) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦者が被推薦者を瑞浪市農業委員会委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が、瑞浪市農業委員会委員に応募しているか否かの別

## 10 推薦及び応募に係る書類の提出先・問合せ先

〒509-6195

瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市農業委員会事務局

電話 0572-68-9782